

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2018年11月号(J231)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「2018年国家発明創作賞」受賞リストが発表
- 02 金門酒廠の商標侵害訴訟二審で、金門大順酒廠の代表者に拘留判決
- 03 君品酒店の客室デザインを模倣、ホテル経営会社に500万新台幣ドルの損害賠償命令判決
- 04 「2018年台湾投資サミット」開催、23社が投資基本合意書を締結

台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

価格比較サイトが同意なく各業者のネット上公開情報を集めて整理しても、公平交易法第25条に抵触せず

今月のトピックス

J181025Y1

01 「2018年国家発明創作賞」受賞リストが発表

經濟部知的財産局主催の「2018年国家発明創作賞 (National Invention and Creation Award)」において、参加資格を満たした専利* 作品465点から優れた41点が選抜された。発明賞の金牌6点、銀牌20点、創作賞の牌5点、銀牌10点が含まれる。また受賞者の内訳をみると、企業(46.4%)が最も多く、次いで個人(19.5%)、財団法人(19.5%)、学校(12.2%)、政府機関(2.4%)の順となっている。(訳注*: 専利には特許、実用新案、意匠が含まれる)

本年度の受賞作品は「オプトエレクトロニクス液晶」、「情報通信」、「バイオ医薬」、「医用生体工学材料」、「繊維技術」、「スマートマシン」及び「循環経済(サーキュラー・エコノミー)」等の産業分野に跨り、実用性と極めて高い市場価値をそなえる他、学術研究機関の研究成果の多くはすでに企業に技術移転され、生産が始まっている。

発明賞については、多くの特許が台湾情報通信産業の強みを十分には発揮している。例えば台湾超微光学(OTO PHOTONICS, INC.)の特許「分光計、分光計の光導波路の製造方法及びその構造」、健永生技(HEALTH EVER BIO-TECH CO., LTD.)の「カロチノイドの医薬組成物」等である。さらに地震が頻発するという台湾の地理的環境のために研究した作品として「二重コア自己中心型エネルギー散逸ブレース装置」がある。創作賞の受賞作品には、「電熱織物」、「迅速離脱搔き寄せ板を備えた直接案内路」、「接ぎ木補機」、「モバイル電源」、「携帯用真空脱気装置」等が含まれる。そのうち、行政院農業委員会台中区農業改良場が開発した「接ぎ木補機」は農業における接ぎ木の苗育成の課題を解決できる他、李文欽氏(創作者)が設計した「携帯用真空脱気装置」は食品の鮮度と栄養を長く保つのに用いられる。

「2018年国家発明創作賞」は2019年4月から次々と「2019年産業部産業イノベーション合同授賞式典」と「2018年国家発明創作賞授与及び受賞作品展示宣伝活動」が開催され、「2019年台湾イノテック博覧会(Taiwan Innotech Expo)一傑出發明館」で受賞作品が展示されており、成果の展示とメディア取材を通じて、受賞作品の露出度を高め、わが国の発明創作にかかる作品の商機を創出して、専利の産業化という目標を達成している。(2018年10月)

J181028Y2

02 金門酒廠の商標侵害訴訟二審で、金門大順酒廠の代表者に拘留判決

金門大順酒廠股份有限公司(CHINMEN DASHUEN CO., LTD.、以下「大順酒廠」)が2012年11月に製造した「八二三紀念高粱酒」に対して、金門酒廠實業股份有限公司(KINMEN KAOLIANG LIQUOR INC.、以下「金酒公司」)は自社で製造する「823金門高粱酒」の商標に類似しており、類似又は同一の商標図案、文字ラベルで金酒会社の商標権を侵害しているとして、告訴を提起した。知的財産裁判所での二審では、商標が高度に類似しており、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとして、大順酒廠の責任者に対して商標法違反により拘留50日の判決が言い渡された。

福建金門地院一審判決、大順酒廠被控侵權酒品，有標示「金門大順酒廠公司」，且金門高粱酒一詞來自金門地區，並非全然來自金酒公司，認定大順酒廠沒有侵害商標犯意，判決無罪。

福建金門地方裁判所での一審では、大順酒廠に侵害されたと主張する酒に「金門大順酒廠公司」の表示があり、金門高粱酒という単語は金門地区に由来するということを示し、金酒会社に由来するというものでなく、大順酒廠に商標権侵害の犯意はなかったとして、無罪の判決が言い渡された。

検察側は判決を不服として上訴し、知的財産裁判所は知的財産局(特許庁に相当)の見解に基づき、大順酒廠の製造する「八二三紀念高粱酒」は金酒会社の「823金門高粱酒」、「金門」等商標と類似しており、さらに大順酒廠はボトルのラベルにおいて故意に「金門」という二文字を拡大しており、確かに金酒会社の製造する酒であり、同一のシリーズの商品である又は関連企業であると消費者に誤解される可能性があるとして認めた。

知的財産裁判所は二審で、大順酒廠及び金酒公司是酒のジャンルで競合する同業者であり、酒の販売地域も高度に重複しており、大順酒廠は係争商標と同一又は高度に類似するボトルラ

ベル、包装箱、手提げ袋及び段ボール箱を使用しており、これは明らかに善意ではなく、商標法に基づき大順酒廠の代表者に50日の拘留を命じ、罰金5万新台湾ドルに転換してもよく、押収した酒591本、包装箱416点は没収とし、本件はさらに上訴できるとの判決を下した。(2018年10月)

J181005Y3

J181005Y4

03 君品酒店の客室デザインを模倣、ホテル経営会社に500万新台湾ドルの損害賠償命令判決

桂田璽悦酒店股份有限公司（以下「桂田璽悦公司」）が経営する台東桂田喜來登酒店（Sheraton Taitung Hotel）が雲朗観光股份有限公司（以下「雲朗観光公司」）の傘下にある君品酒店（Palais de Chine Hotel）の客室デザインを模倣した疑いがある。知的財産裁判所は桂田璽悦公司が公平交易法（訳注：日本の不正競争防止法、独占禁止法に相当）に違反したと認め、500万新台湾ドルの損害賠償金を支払うよう命じる判決を下した。

雲朗観光公司によると、2014年5月に桂田璽悦公司の代表者が君品酒店のデラックスルームに2回宿泊し、その期間中にスーペリアルームを見せてほしいと要求し、さらに複数の同伴者による客室内部のデザイン、家具、インテリアの装飾及び配置等に対する撮影や現地での計測等の行為があったという。2014年末に雲朗観光公司は、桂田璽悦公司の傘下にある台東桂田酒店のうち5タイプの客室について、壁の材質、家具の配置等を含む客室デザインがいずれも君品酒店のスーペリアルーム、デラックスルームと同じであることを発見した。雲朗観光公司は桂田璽悦公司が違法に模倣しているとして告訴を提起した。

桂田璽悦公司は模倣を否認して以下のように主張した。客室のデザインは旅行客の宿泊に対するニーズを満足するためのもので、実用性がその主な目的であり、芸術作品ではなく、著作権法でいうところの著作物を構成しない。台東桂田酒店は「シェラトン」ブランド、さらには台東の風情や海岸の景色等で消費者を魅了しており、雲朗観光公司や君品酒店とは全く関係がなく、雲朗観光公司がいうところの著作権侵害や公平交易法違反の事情はない。

判決書では以下のように指摘されている。双方が争う客室タイプについて財団法人台湾経済科技発展研究院による鑑定を行ったところ、桂田璽悦公司は確かに模倣しているとの結果が出された。桂田璽悦公司の代表者は十数年にわたってホテル経営に従事しており、客室デザインが宿泊料金を左右する要因であることを知っているはずであり、各ホテル経営会社は消費者を惹きつけるために多くの手間と経費をデザインに投じている。該代表者が自らデザインを創作せず、君品酒店に宿泊する機会を利用して、同伴者に写真撮影と現地での計測を行わせ、模倣して台東桂田酒店の客室内に使用し、さらには壁紙の模様まで同じであり、消費者は一見すると、両ホテルが関連企業である誤解する可能性があり、その行為は公平交易法に違反しており、500万新台湾ドルの損害賠償金支払いを命じる判決を下すものである。

さらに桂田璽悦公司は模倣した家具及び内装等を取り外して撤去しなければならず、取外し及び撤去を行うまで消費者に宿泊させてはならない。また桂田璽悦公司は君品酒店の客室デザインを侵害する写真を使用してはならない。台東桂田酒店のサイト並びに易飛網、Agoda.com等のホテル予約サイトに掲載している君品酒店の客室デザインを侵害する写真を削除しなければならない。並びに蘋果日報（アップルデイリー）に判決の主な内容を掲載しなければならない。(2018年10月)

J181008Y8

J181008Z8

04 「2018年台湾投資サミット」開催、23社が投資基本合意書を締結

經濟部は2018年10月8日に「2018年台湾投資サミット(Taiwan Business Alliance Conference)」を開催し、代表的な外国企業23社と投資基本合意書(LOI)を締結した。LOIを締結した23社を投資者の国(地域)別にみると、上位3カ国は日本が8社(35%)で最も多く、米国が4社(17%)でそれに次ぎ、シンガポールとスイスが3位(各9%)となっており、その他は「新南向政策(New Southbound Policy)」の国(例えばタイ)からの企業だった。

今回 LOI を締結した企業のうち、例えば英国の ARM 社は台湾半導体産業への投資を継続し、特にモノのインターネット (IoT) や人工知能 (AI) 関連の分野で投資する。シンガポールの UnaBiz 社は台湾で IoT の技術及び装置等の研究開発を行う。日本の LINE 社は台湾での投資を拡大する。英国領ヴァージン諸島の CHANGING.AI 社は台湾で研究開発センターを設置し、AI サービスシステムの構築、設計、開発等に従事する。

さらに台湾はフラットディスプレイ、半導体などの産業で世界をリードしており、プロセスの革新や商品化に長け、産業クラスターが整備されているため、主に製造業に供給される材料と設備のサプライヤー及び物流業者による台湾への投資を誘引している。例えば米インテグリス社は台湾の技術センターを拡張するとともに、台湾での生産を拡大してマイクロエレクトロニクス製品や高級グラフィック製品などのアプリケーション需要の伸びに応えていく。日本の千住電子は台湾で半導体材料工場を設置していく。

台湾市場は革新と国際的関係の受け入れ度が高く、外食、食品等の各種サービス業が試験地区とするのに適している。よってショッピング、レジャー、飲食が統合された商業施設が台湾では急成長を遂げており、三井不動産の場合は台湾でアウトレット以外にホテルの建設も計画している。米エクスペディアグループは海外電子商取引の新台湾ドル関連取引を台湾子会社で集中的に処理している。大和ハウスは台湾で商業施設等の建設を計画している。(2018年10月)

台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 価格比較サイトが同意なく各業者のネット上公開情報を集めて整理しても、公平交易法第25条に抵触せず

■ ハイライト

被告の歐克斯科技股份有限公司 (Oaks Technology corporation) はネット上で不動産物件の価格比較プラットフォームを運営し、「屋比-超省房屋比價 (屋比-超お得な不動産価格比較)」サイト及び「屋比-超省房屋比價 APP (屋比-超お得な不動産価格比較アプリ)」(以下「屋比比價平台 (屋比価格比較プラットフォーム)」) というを構築し、各不動産仲介業者の同じ物件に対する販売情報を統合して、購入者が価格を比較できるようにするとともに、「呼叫屋比經紀人服務 (屋比ディーラー呼出サービス)」を提供して、ユーザーがプラットフォームに登録している不動産仲介者に直接連絡を取れるようにしている。

原告である 10 社の不動産仲介業者は訴えを提起し、被告が無断で原告公式サイトのページにリンクして、他人の努力の成果を搾取し、公平交易法 (訳註：不正競争防止法と独占禁止法に相当) に違反していること、「屋比經紀人 (屋比ディーラー)」の機能は、連絡するディーラーが原告企業の物件仲介担当者であると閲覧者に誤解させ、取引秩序に影響し得ること、「屋比比價平台」に原告商標があることで、「屋比比價平台」は原告が提供する役務である又は原告と提携関係があると消費者に誤認させ得るため、商標法規定に違反していることを主張している。

裁判所は原告に敗訴の判決を下した。その主な判決理由は、「屋比比價平台」は公開された情報を検索するもので、一般的なサーチエンジンと異なることなく、情報を提供するのみで、ユーザーの選択を制約していないため、取引秩序に影響する著しく公正さを欠く行為があると認め難いこと、被告は「屋比經紀人」からプラットフォームに登録する費用を徴収しており、一般ユーザーとは関係なく、不動産賃貸売買の仲介料でもなく、被告は原告との市場における競争がないこと、「屋比比價平台」は原告社名を指示的にフェア・ユースしているに過ぎず、原告商標で被告の役務を表彰しておらず、誤認混同のおそれがないことなどである。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】106年度民公訴字第9号

【裁判期日】2018年1月9日

【裁判事由】公平交易法の侵害除去等

原告 二十一世紀不動産股份有限公司
原告 太平洋房屋仲介股份有限公司
原告 中信房屋仲介股份有限公司
原告 台灣房屋仲介股份有限公司
原告 全國不動産經紀股份有限公司
原告 永慶房屋仲介股份有限公司
原告 住商實業股份有限公司
原告 東森房屋股份有限公司
原告 信義房屋仲介股份有限公司
原告 鴻毅服務股份有限公司

被告 歐克斯科技股份有限公司
兼法定代理人 葉○○
被告 江○○

上記当事者間における公平交易法の侵害除去等事件について、当裁判所は2017年12月5日に口頭弁論を終結し、次のとおり判決する。

主文

原告の訴えを棄却し、仮執行宣言の申立てを却下する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実の要約

被告は「屋比比價平台」を構築し、大手不動産仲介サイトの情報を集めて整理している。ユーザーが探したい物件のデータを入力すると、システムが大手不動産サイトの公開情報のうち条件に合う物件を集め整理してリストアップし、当該不動産仲介業者の販売サイトにリンクできるようにしている。同時に「屋比聊天室」（訳注：「聊天室」はチャットルームの意）、「屋比經紀人」の機能をそなえ、ユーザーはこのプラットフォームを通じて不動産仲介ディーラーに連絡を取ることができる。

原告等は不動産仲介業者であり、以下のように主張した。「屋比比價平台」が原告10社の同意を得ずに、無断で企業の公式サイト内のページにリンクし、企業が集めた不動産物件情報を容易に取得し、これにより自らの商品の販売を推進しており、他人の努力の成果を搾取することに該当し、公平交易法に違反している。さらに「屋比經紀人」の機能については、連絡するディーラーは原告企業の物件仲介担当者であると閲覧者に誤解させるに足り、取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為を構成している。被告はビジネスの倫理に違反するただ乗りの行為を以って原告等企業10社の利益を侵害しており、故意に善良の風俗に反する方法で、他人に損害を加えるものであり、民法第184条第1項後段の要件に該当する。さらに、一般消費者が「屋比比價平台」を閲覧する時、原告企業の商標が容易に目に入り、「屋比比價平台」は原告が提供する役務である又は原告と提携関係があると誤認し易く、誤認混同のおそれがあり、被告は商標法第68条第1号又は第2号に違反している。原告は公平交易法第25条、第29条、第30条、民法第184条第1項後段、商標法第68条第1、2号、第69条第1、3項及び公司法（会社法）第23条第2項に基づいて、被告に侵害行為を停止し、損害賠償責任を負うよう請求するものである。

被告は以下のように答弁した。「屋比比價平台」はスーパーリンク方式で、ユーザーがいつでも直接原告サイトで公開されている各種情報にリンクできるようにしており、一般的なサーチエンジン機能と異なることなく、情報を提供するのみで、ユーザーの選択を制約してい

ないため、公平交易法第 25 条に違反していない。「屋比比價平台」における「屋比經紀人」は有料で自由に加入するシステムを採用しており、プラットフォームそのものは委託を受けて直接に不動産売買の仲介サービスを提供しておらず、ユーザーが各不動産業者又は屋比会員、第三者と取引又は交渉をするか否か、又はいかに行うのかはいずれも被告と関わりなく、さらに被告はユーザー又は屋比会員から費用も一切徴収しておらず、被告は明らかに不動産仲介業務を行っていないため、原告と競争する事情は全くない。原告が主張している商標権侵害の部分について、プラットフォームに情報を表示する形式により、誤認混同する可能性はないはずである。

二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の請求：

被告歐克斯会社の「屋比-超省房屋比價 APP」及びサイト (URL : <http://www.ubee.io/>) において、原告公式サイトの不動産物件情報を再び使用してはならない。

被告歐克斯会社と被告江〇〇は原告に対してそれぞれ少なくとも 143,200 新台幣ドル及び訴状副本送達の日から支払い済みまで年 5 部の割合による金員を支払え。

被告歐克斯会社と被告葉〇〇は原告に対してそれぞれ少なくとも 143,200 新台幣ドル及び訴状副本送達の日から支払い済みまで年 5 部の割合による金員を支払え。

上記第二、三項のいずれか一名の被告が全額弁済したとき、他の被告も弁済の範囲において、弁済義務が同じく免除される。

原告は担保を供託するので、仮執行宣言を申し立てる。

(二) 被告の請求：1.原告の訴えを棄却する。2.不利益な判決を受けたときは、担保を供託するので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

三 本件の争点

(一) 被告が「屋比比價平台」を構築した行為は、公平交易法第 25 条の「取引秩序に影響するに足る欺瞞又は著しく公正さを欠く行為」に該当するのか。又は民法第 184 条第 1 項後段の故意に善良の風俗に反する方法で、原告に損害を加えているのか。

(二) 被告が「屋比比價平台」を構築した行為は、商標法第 68 条第 1 号、第 2 号（択一して請求）に違反し、商標権を侵害する行為であるのか。

(三) 原告が被告に侵害の排除と損害賠償を請求することは正当か。原告が被告に連帯で賠償責任を負うよう請求することには理由があるのか。

四 判決理由の要約

(一) 公平交易法第 25 条でいうところの著しく公正さを欠く方法とは、社会倫理に適合しない手段又は市場の相対的な優位を濫用する方面において表現されるもので、取引相手を不当に抑圧し、取引の要否と取引条項に対する取引相手の自由決定を妨害する行為を指す（最高行政裁判所 94 年度判字第 1668 号判決要旨を参照）。

(二) 調べたところ、被告が構築した「屋比比價平台」は、被告がデザインしたソフトウェアシステムで原告各社の公開サイトの関連情報にハイパーリンクして、各不動産仲介業者サイトの公開情報から設定条件に合った物件を集め整理してリストアップし、ユーザーがその中の物件情報をクリックすると、当該不動産仲介業者の販売サイトにリンクして、ユーザーは原告企業がサイトで公開する各種情報を閲覧でき、それにはディーラーに連絡を取るための情報も含まれる。つまり、「屋比比價平台」は人力と資材を投じて、丁寧にデザインされたソフトウェアシステムであり、原告各社のサイトで公開された情報を検索することで、ユーザーが自ら条件を設定した後に、原告のサイトにハイパーリンクして、原告企業のサイトで公開された関連物件の情報を取得できるようにして、ユーザーに経済的観点からリーズナブルな選択を供するため、通常のサーチエンジン機能と異なるところはない。また「屋比比價平台」は情報を提供するだけで、ユーザーの選択を制約をするものではなく、被告が構築した「屋比比價平台」は同じ物件についてユーザーに複数の情報を提供するため、ユーザーは十分な情報を得て、適切な選択を行い、自己実現の機会を高めることができ、それは憲法による言論の自由の保障を受けるべきであり、社会倫理の手段と相容れないものではなく、取引秩序に影響するに足る著しく公正さを欠く行為とは認め難い。

(三) 況してや「屋比比價平台」の情報は原告企業のサイトにハイパーリンクしたもので、ユーザーは入手した情報の出所がいずれも原告企業であると知っている。さらに「屋比比價平台」サイトには「屋比」の2文字と図案があり、原告各社のサイトの名称と図案とは明らかに異なり、区別するには十分であり、被告が構築した「屋比比價平台」には積極的な欺瞞又は消極的な重要取引情報の隠匿はなく、誤解を招く欺罔行為については、公平交易第25条を適用する余地はない。

(四) 被告が構築した「屋比比價平台」には公平交易法第25条規定違反はなく、社会倫理の手段と相容れないところもなく、原告が被告には第184条第1項後段にある「故意に善良の風俗に反する方法で、他人に損害を加えたもの」の事情があるとして、原告に損害賠償の責任を負うように主張したことにも根拠がない。

(五) 原告はさらに、「屋比比價平台」の中の「呼叫經紀人」機能は携帯電話端末を用いて直接に専門の不動産仲介ディーラーに連絡を取ることができ、屋比ディーラーが消費者に接触できる機会を創出すると同時に、消費者が原告と連絡を取るのをすでに妨害する又は減らすものであり、原告は各物件に関する取引成立の機会及び仲介料取得の機会を喪失しているのに対して、被告は屋比ディーラーの年会費という利益を取得しており、原告との間に競争関係があるのは明らかである、と主張している。

行為が不正競争を構成するか否かは、行為者と取引相手の取引行為、及び市場における機能の競争が侵害を受けているか否かから判断できる。いわゆる「競争」とは「二以上の事業者が市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求めめる行為」を指し、「市場（又は「特定の市場」）」とは「事業者が一定の商品又は役務につき競争を行う地域又は範囲」を指す（公平交易法第4、5条を参照）。前述の「屋比比價平台」で提供する役務は、原告企業のサイトが自ら委託を受けた物件を販売し、不動産の賃貸販売の取引成立を促す行為とは明らかに異なる。いずれも不動産に関連しているが役務の内容、性質、態様はすべて異なり、同一の市場ではない。また「屋比比價平台」にはもとより「屋比經紀人」の機能があり、会員制を採用して会費を徴収しているが、被告がディーラーから会費を徴収するのは「屋比比價平台」に「屋比經紀人」として登録する対価であり、「屋比比價平台」のユーザーとは無関係であり、不動産賃貸販売の仲介料ではなく、原告が徴収する物件取引仲介料と比べると、事業者が市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求め競争行為には明らかに該当しない。「屋比經紀人」の存在は、消費者が原告各社と連絡を取るのを妨害したり減らしたりして、原告が各物件の取引成立の機会及び仲介料取得の機会を喪失するには至っていない。

(六) 「屋比比價平台」における原告商標の表示形式をみると、いずれも楕円形の黒枠にシンプルな楷書で「21世紀」、「信義房屋」、「永慶房屋」、「住商不動産」等と記載されており、上記文字の後ろには「>」の符号が加えられており、その形式は原告の登録商標又は図形や外国語との組合せ、或いは楷書ではない文字の商標とは異なっている。さらに原告がいうところの商標はその名称が原告社名と同じであること、つまり「屋比比價平台」において原告がいうところの「商標の表示」が原告の「社名」又は「商標」であることには疑義がある。況してや被告は原告社名の後に「>」の符号を加えており、これは「前に進む」の意味があり、クリックすると確かに原告企業のサイトへつながり、原告がいうところの商標は実際のところ物件情報のある場所を示すもので、被告企業の役務を表彰するものではなく、販売を目的としてネットで役務に関連するビジネス文書又は広告に商標を用いるという事情とは異なる。たとえそれが原告がいうところの商標であったと認めたとしても、第三者が他人の商標を当該他人（商標権者）又は当該他人の役務の「指示的」フェア・ユースに該当し、関連の消費者に商標役務の出所を誤認させるおそれはなく、商標法第36条第1項第1号により、原告企業は商標権の効力に拘束されない。

以上をまとめると、被告が構築した「屋比比價平台」には公平交易法第25条、民法第184条第1項後段及び商標法第68条第1、2号に規定される事情はなく、原告が本件訴訟を提起し、（訴状の中の）請求の趣旨のように請求することには根拠がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、民事訴訟法第78条により主文のとおり判決する。

2018年1月9日
知的財産裁判所第三法廷
裁判官 魏玉英

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.